

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月21日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第15号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

職員の区分 期間の区分	1項職員					2項職員	3項職員
	1種	2種	3種	4種	5種		
	円	円	円	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	50,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	47,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	44,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	41,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	38,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	50,800	35,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	49,000	32,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	47,200	29,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	45,400	26,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	43,600	23,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	41,800	20,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	40,000	17,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	38,200	14,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	36,400	11,000
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	35,000	8,000
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	251,200	184,700	33,600	
16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	248,600	183,100	32,200	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	246,000	181,500	30,800	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	243,400	179,900	29,400	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	240,800	178,300	28,000	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	238,200	176,700	26,600	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	226,200	167,500	26,000	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	214,300	157,700	25,400	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	202,300	148,600	24,400	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	190,500	138,900	23,800	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	178,700	129,700	23,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	164,300	118,700	22,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	150,000	108,300	22,000	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	135,700	98,000	21,200	

29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	121,400	87,000	20,900
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	106,400	76,400	20,500
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	91,600	65,300	19,900
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	76,400	54,900	19,000
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	57,300	40,700	18,100
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	38,900	27,500	17,400

備考1 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

2 この表において「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。

3 この表において「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。